

税務課からのお知らせ

所得税の確定申告及び道町民税の申告について

平成20年分の所得税の確定申告及び道町民税の申告は、次のとおりとなっています。

1. 所得税の還付申告の受付

- ▼受付の開始 平成21年1月19日から
- ▼受付の場所 日高町役場税務課・日高総合支所地域振興課
- ▼還付申告の対象者
 - ・住宅借入金等特別控除（住宅取得控除）、医療費控除などの対象となり、源泉徴収された所得税の還付を受ける方
 - ・給与所得者、年金所得者などで源泉徴収税額の還付を受ける方

2. 所得税確定申告及び道町民税の申告相談の日程

申告期間（平成21年2月16日から3月16日まで）

◎申告相談日程・会場◎

	場 所	期 間	時 間
①	富川公会堂 （富川地区）	2月16日（月）から2月27日（金）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後5時まで
②	役場 厚賀出張所 （厚賀地区）	3月2日（月）から3月4日（水）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後5時まで
③	役場 本庁 大会議室	2月16日（月）から3月16日（月）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後5時まで
④	日高総合支所 小会議室 （日高地区）	2月16日（月）から3月16日（月）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後4時まで

※年金所得者などで所得税については納税額や還付額がない場合であっても、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除などの適用を受ける場合には、町道民税の申告が必要となりますので、上記申告期間中に申告を済ませるようお願いします。

※国民年金、国民年金基金の控除を受ける場合、社会保険庁発行の証明書が必要です。

家屋の取り壊しや譲渡をした場合は申告が必要です

固定資産税は、1月1日（賦課期日）現在の資産所有者に課税されます。

平成21年1月1日までに家屋の取り壊しや、未登記家屋の譲渡（売買、贈与・相続等）をした場合は、2月2日（月）までに「家屋とりこわし申告書」又は「家屋譲渡・相続申告書」を提出してください。

提出先は、日高町役場税務課、日高総合支所地域振興課又は水・くらしサービスセンター、厚賀出張所です。なお、申告について不明な点は、税務課課税グループにお問い合わせください。

法人及び個人事業主の皆さん「償却資産の申告」をお忘れなく

償却資産（固定資産税）は、1月1日（賦課期日）現在の償却資産所有者に申告義務があります。

平成21年1月1日現在で、法人や個人事業主が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品など（土地、家屋、自動車・軽自動車等は除く）を、2月2日（月）までに申告してください。

平成20年度税制改正において行なわれた耐用年数の改正により、「機械及び装置」にかかる耐用年数が見直されていますので、申告の際には留意されますようお願いいたします。なお、平成20年分確定申告につきましては旧耐用年数を使用してください。

申告書の提出先は、日高町役場税務課、日高総合支所地域振興課又は水・くらしサービスセンター、厚賀出張所です。

なお、申告について不明な点は、税務課課税グループにお問い合わせください。

税務課
日高総合支所地域振興課

TEL01456-2-6184
TEL01457-6-2001